

1、市長の政治姿勢について

① T P P 協議参加について

11月11日、野田首相はA P E C首脳会議でT P P参加方針を表明しました。国民へのまともな説明も行わず、ぎりぎりまで方針を隠し、国会論戦からも逃げたまま、やみくもにことを進める暴挙です。

11月3日、アメリカの通商代表が日本に求めた「貿易障壁報告書」では、牛肉やコメの一層の輸入自由化だけでなく、アメリカの保険会社が郵政、簡保などと同時に競争できるようにすることや、共済を金融庁の監督下に置くこと、混合診療の解禁や営利企業による病院の経営を認めること、日本の公共事業にアメリカの企業が参入出来るようにすることなど、50項目にわたっています。

アメリカの狙いは、経済が地盤沈下しつつある中、日本をアメリカの輸出戦略に組み込み、それを足場として新たな経済圏をアジア・太平洋地域に確立し、浮上を図ろうとするものです。このようなアメリカの対日要求を、T P Pという枠組みを利用して、一気に押し通そうとしており、断じて容認することはできません。

いま、農協中央会や日本医師会、全国町村会などから反対の決議があげられ、日本中から反対の声が沸き起こっています。

日本の国のあり様を根本から変えてしまうT P P参加は行わないよう 福山市からも、国に対して声をあげることを求めるものです。市長のご所見をお示しくください。

②税と社会保障の一体改革と新年度福山市の予算編成方針について

今、野田内閣が進めようとしている「税と社会保障の一体改革」は、社会保障制度の大改悪を進めながら、消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税・社会保障改悪にもなかった、最悪の国民犠牲です。

社会保障改悪の中身は、自公政権の構造改革路線で大きく後退させた社会保障制度を一層切り捨てるものです。

年金支給額の引き下げとともに、支給開始を68歳ないし70歳まで引き上げること検討していますが、基礎年金の支給開始を1歳引き上げると、約5000億円の公費が削減できるとしています。

医療では70歳から74歳の医療費窓口負担を2割にし、定率負担に加えて定額負担を強いるなどを計画。

国家公務員の賃金を5～10%、ボーナスを一律10%削減しようとしています。労働総研の試算では、公務員賃金の影響を受ける労働者は民間も含め625万人に及び、10%削減によって、税収も5000億円減となるとされています。

また、2010年代半ばまでに、消費税を10%まで引き上げるとしています。

大企業からの法人税も財源に加えるとのことですが、実際には2012年度に法人税を減税した上で、負荷税を3年間だけ課すもので、その結果、大企業には3年間2%の法人税減

税、それ以降は4・5%の大減税となります。

結局、今後の10年間、国民には約9兆円の増税を押し付け、大企業には11兆円以上の減税を行うという、きわめて不公平きわまりないものです。

増税や社会保障の切り捨ては、何よりも被災者の生活に大打撃を与えるものです。また、賃金引き下げによって、個人消費の落ち込みが深まれば、日本経済が一層深刻になることは明らかです。

今、本当に必要なのは、320億円の政党助成金の廃止や年間約5兆円の軍事費の削減、同じく年間5兆円の公共事業見直しなどによる、財政の立て直しと復興財源の捻出です。

また、257兆円もの内部留保金をため込んでいる大企業に社会的責任を果たしてもらおうことです。

政府は、大企業の利益確保を最優先とした、労働条件の引き下げやリストラを許していますが、雇用拡大や賃金引き上げ、税の応能負担などを果たしてもらおうよう、政治力を発揮するべきです。

国に対し、

①消費税の引き上げを行わないこと、

②社会保障大改悪を行わないこと、

③大企業に応分の税金を負担してもらおうこと、

④国の財政のムダづかいを改めるよう 抜本的に組みなおすこと、

以上4点を強く表明することを求めます。ご所見をお示しください。

次に、新年度福山市予算編成について、市長は2011年度に引き続き、「再（Re）」の取り組みを積極的に取り組むとしています。

福山市の新年度予算見積基準は、「平成23年度当初予算額の臨時政策経費の90%を上限とする」「市債については総額抑制に努める」としていますが、国の交付税財源不足から、多額の臨時財政対策債の発行も見込まれ、福祉・保育・教育・医療などの施策後退や負担増が懸念されます。

中小業者、市民が生活苦にあえいでいる今日、一律90%への予算削減を行うのではなく、市民生活に密着した公共工事、くらし・福祉・教育・防災最優先の予算を確保し執行することを求めます。

そのためには、第2次北産業団地の造成や福山道路等大型道路建設の見直し、川南区画整理事業の白紙撤回、鞆港埋め立て架橋計画の白紙撤回など、大型公共事業予算を抜本的に縮減すること、不要不急のため込みを改め、財政調整基金を適正に市民生活支援に生かすことを求めるものです。

以上について、市長のご所見をお示しください。

2、医療・福祉行政について

①介護保険制度についてお伺いします。

2012年度から改定介護保険法が始動します。
また、来年度は、介護報酬と診療報酬が同時に改定される年度で、介護サービスの提供体制のあり方が、医療とも連動しながら変わります。

本市は「第五期介護保険事業計画」の策定作業を進めていますが、介護サービスを拡充し、真に高齢者の命とくらしを守る制度とすることが求められます。
改定介護保険法では、新計画に「介護予防・日常生活支援総合事業」を市の判断で導入できることが盛り込まれています。

9月議会本会議代表質疑の答弁では、本市は、「総合事業」について、「国から示される詳細な基準などを把握する中で具体的内容を検討する」とのことです。本市の今後の具体的な方針をお示し下さい。

国の方針によると、総合事業は、介護認定で要支援1か2、あるいは、「非該当」とされた高齢者を対象とし、訪問・通所サービスや、配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給できる、とのこと。

これまでの「予防給付」では、要支援1，2の方にも要介

護者に対する介護給付に準じて、全国一律の基準によって質が保たれ、「利用料一割負担」の通所介護や訪問介護、短期入所などのサービスが提供されてきました。

ところが、今回の「総合事業」は、内容も料金設定も、全て市に委ねられるため、サービスの担い手も、必ずしも専門職ではなく、ボランティアなどの「多様なマンパワーを活用」する、とされています。そのため、サービス水準の低下に繋がる懸念が懸念されます。

さらに、総合事業を含めた地域支援事業は、サービス総量に上限があり、介護給付費の3%以内と制限されているため、軽度者への「サービス抑制」が懸念されます。これまで、介護保険法は度重なる改悪を続け、軽度者へのサービスを削減してきました。

2006年の介護保険法改定時には、国は、要支援1・2という認定区分と予防給付を創設してサービス利用制限を強め、給付抑制を図りました。今度は、その要支援者をさらに介護給付対象外として、給付全体を抑制しようとしています。

このような国の思惑にのって、福山市は総合事業を導入すべきではありませんが、ご所見をお示し下さい。

来年度からの介護保険料について、伺います。
本年8月の「福山市高齢者保健福祉計画案策定にかかる調査報告書によると、介護保険料については「年金額が少ないの

に、介護保険料はあがるばかりで、困ります」「保険料の負担を少なくしてください」「国保や介護保険料が高すぎる」など切実な声が記されていきました。高齢者の保険料負担は、もはや限界で、保険料の引き上げは、許されません。

今後の介護保険料引き下げの方策と方針をお答え下さい。以上についてお答え下さい。

②国民健康保険について伺います。

国保税について

我が市議団が行っている、市民アンケートには「高すぎる国保税を何とかしてほしい」「国保税の支払いが苦しい」「年金生活者の可処分所得が減額となっている、国保税の引き下げを望みます」などの切実な声が寄せられています。

国は、国保加入者で低所得者の保険料を軽減するため、均等割りの2割軽減の対象を拡大する方向を示していますが、所得減少の中で国保税の負担は、市民生活に重くのしかかっています。

国に対し負担率の引き上げを求め、福山市もさらに基金や一般会計からの繰り入れで、国保税の引き下げを行うことを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

資格証明書発行について

厚生労働省は、2008年以降、経営難や失業など「特別の事情」がある場合は、資格証明書を出してはならない旨を強調する「通達」、「事務連絡」をたびたび発令し、滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要請しています。

市長は「資格証明書は、基本的に発行しない立場」と表明していますが、国が示している、通達、答弁に沿って、これまでの在り方を根本的に改め、悪質滞納者以外には厳に発行しないことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

一部負担金減免制度について

福山市は、窓口負担について、通院についても減免を受けられるよう制度を拡充しています。このことは、評価するものであります。

しかし、国保加入者の大半が低所得世帯であることから、窓口負担のさらなる軽減が必要です。

広島市では、窓口負担減免を、生活保護基準の1.1倍未満で免除し、1.1から1.3倍で減額しています。

福山市も、減免基準の一層の拡大を行うよう求めるものです。

また、減免制度について、市民・医療機関に周知することを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

③障害者施策についてお伺いします

政府は、今後、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を制定します。福山市は現在、第3期障害福祉計画を策定中ですが、障害者個々人が、自ら選んだ住まいで、安心して暮らせる施策が必要です。

そのためには、新法制定にあたり、「障害者制度改革推進会議」と「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」が取りまとめる、意見と提言が尊重され、当事者の意見が十分反映されなければなりません。

また、同法の制定において、障害者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した福祉施策の提供体制と、そのための地方自治体への十分な財源保障が必要です。

以上のことを踏まえ、新法制定について、福山市として次のことを政府に要望することを求めます。

1、障害者自立支援法にかわる新法は、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づいて制定すること

1、障害者自立支援法に変わる新法の制定に当たり、必要な予算を十分確保すること

以上について、お答え下さい。

④次に、成人・青年期の発達障害者施策についてお伺いします。

最初に、「居場所づくり」について伺います。

2010年度一般会計決算要求資料によると、市内の青年の引きこもり人数の推計値は、2011年7月末で、約2500人とされていますが、引きこもり状態にあたり、対人関係に困難さを抱える青年・成人の支援として、安心できる居場所・自立支援の場作りを進めることは重要です。

地域福祉計画では、新年度から勤労青少年ホームを居場所とした自立支援事業と、発達障害当事者の集いを実施する、とのことですが、具体的内容について、お示し下さい。

「ひきこもり」とは、広義の「こころの健康の問題」と言われています。そのため、心理カウンセラーなどの配置や、精神保健福祉センターとの連携、障がい者地域活動支援センターや障害者施策の弾力的な活用など、体制の強化と充実が必要と考えられます。ご所見をお示し下さい。

次に、発達障害者施策について数点、質問いたします。

①手帳の発行について

発達障害は、現行の精神障害や知的障害には該当せず、手帳がありません。他の障害と同様に、国に対し「発達障害者手帳」を新設するよう求めて下さい。

②成人・青年期の発達障害の診断について、当事者や保護者が意見を言える場がなく、診断できる専門医が少ないこと

が問題です。福山市が、専門医や、臨床心理士、作業療法士などと連携を取れる場を設置することを求めます。

③ 就労について、

発達障害の場合、能力はあるが、その特性から対人関係などで問題が起きたり、本人や周りの人に混乱が起きたりすることが想定されます。有効に働くためのジョブコーチを制度化し、人数を増やすこと。

④ 相談員制度について

「社会のルールが理解できない」「説明をうのみにしてしまふ」など、日常生活の場で不適応を起こしやすいので、日常的に相談できる制度をつくること。

⑤ 個々人の特性を理解した、発達障害者向けのホームヘルプサービスをおこなうこと。

⑥ グループホームの建設について

親なきあと、当事者が安心して暮らせる、グループホームを設置すること。

以上について、具体化することを求めるものですが、それぞれについて、ご答弁をお聞かせください。

⑤ 医師確保と乳幼児医療費助成制度の拡充について

先般、福山市医師会と市議会議員との意見交換会が持たれました。

日夜、福山市民の生命と医療に奮闘されている医師の方々から、医療現場がいかに多忙化しているか、赤裸々な実態が話されました。

福山市の開業医が小児夜間診療所の当番に当たれば、長時間、医療にあたる過酷な状態もあります。

福山市民病院に夜間小児救急センターを開設してほしいとの要望が強く訴えられました。

小児夜間診療所は、1次救急が任務であり、2次救急や3次救急などの逼迫した事態には対応できない体制です。福山市民病院に、夜間小児救急センターを開設することを求めますが、今後の方策をお示してください。

また、乳幼児医療費助成制度が「コンビニ受診」を引き起こし、医師の多忙化や疲労困憊に拍車をかけるとの主張がありますが、早期発見早期治療、誰もが安心して子どもの治療にかかれる助成制度は、さらなる拡充が求められます。

小児は、急変しやすいことや、核家族で子育て経験の伝承が薄いことなどから、若い母親が不安にかられ、救急車を呼ぶ事態も、ままあるようです。

これらの解消には、保健活動や子育て支援施策の強化で、子育て中の若年層を支えることも必要ですが、誰でも安心して医療にかかれる体制が不足していることこそが問題です。

その、根底にある問題は、絶対的な医師不足です。全国的な医師不足の中、福山市で小児科医や産科医、救命救急医を

確保するためには、特別の医師確保策が必要であります。

我が会派は、かねてより、将来福山市で働く医師の確保を目指す、特別奨学金制度の創設を提案してきました。

医学部に進学するためには、経済的な裏付けも必要です。経済的に苦しくても、志があり、努力すれば医師への道が開かれる制度があれば、新たな医師の確保に大きく資すると確信します。

福山市でも、医師の特別奨学金制度を創設することを重ねて求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

次に、乳幼児医療助成制度の拡充について、伺います。

少子化時代が進行する中、全国では、岡山県高梁市などのように子どもの医療助成制度について、高校卒業まで無料としている自治体もあります。

広島県では、入院を中 3 まで助成しているのが 5 自治体、通院を中 3 までが 3 自治体、通院を小 6 までとしているのが 6 自治体となっています。

福山市でも計画的に年齢を引き上げ、中学校卒業までの制度に拡充することを求めます。

当面、通院も小学校卒業するまでの助成制度に拡充するために、必要な予算額をお示しく下さい。

また、入院、通院ともに中学校卒業までの助成制度とした場合の必要な予算額をお示しく下さい。

次に、さまざまな困難を抱える重度心身障害者医療については、1回200円の一部負担金を、福山市が助成して無料とすることを求めるものです。

また、そのために必要な予算額についてお示しく下さい。
以上について、お答えください。

商工・労働行政について

住宅リフォーム助成制度について

商工福山の11月景気観測調査報告によると、福山市の景況感は依然厳しく、製造業でマイナス3.1%、非製造業でマイナス17.1%、全体でマイナス10.7%となっています。先行き見通しも、多くの業種で悪化が予想されています。

福山市では、中小企業振興条例がつくられていますが、現在、同条例に基づいて活用されている助成金は、商店街利便施設助成金40万円だけで、中小企業者への支援としては、はなはだ不十分であり、地域活性化を図るうえでも、緊急支援事業を積極的におこなうことが必要です。

秋田県では、「秋田県住宅リフォーム助成制度」を「緊急支援事業」としてスタートさせ、1年半が経過しています。

県内の建設業者に施工してもらおうと、工事額50万円以上の工事費の10%、上限20万円を県が補助するものです。

この間の申請戸数2万4000件、県の補助額33億余に対し、工事総額は約15倍の479億円、その他関連を含めた経済波及効果は補助金額の23.6倍、780億円を上回るとのことです。

県の助成事業と同時に、県内25市町村の内、22市町村で独自のリフォーム助成制度を創設し、県制度と併用すると、工事費の30%助成を受けられる自治体や、限度額50万円になる自治体もあり、一層事業にはずみをつけているとのこととです。

広島県も、今年度から住宅リフォーム助成制度が実施され、11月17日までの実績は補助額2191万円に対し、契約額は6億5035万円で、その経済波及効果は、30倍となっています。

県内では、廿日市市も、県と同時に住宅リフォーム助成制度をつくり、助成額400万円に対して、15倍の経済波及効果をつくりだしています。

福山市も、緊急経済対策として、住宅リフォーム助成制度を創設し、中小業者の仕事を確保し、地域経済の活性化を図ることを求めるものです。
ご所見をお示しくください。

環境・衛生行政について

放射能汚染された震災ガレキの受け入れについてお伺いします。

福島第一原発事故から、9ヶ月近くが経過しましたが、いまだ事故収束の目途が立っておらず、多くの住民が厳しい避難生活を強いられています。原発事故現場から遠く離れた地域でも、放射能汚染による不安が広がっています。

とりわけ、放射能汚染された可能性のある「震災ガレキ」処分の問題は、市民の大きな不安です。新聞報道によると、環境省は、「震災ガレキ」処分について、「放射性セシウム 1 キログラム当たり 100 ベクレル以下は問題ない」とする指針を発表し、広域処分の協力を全国知事会に要請した、とのことでした。

福山市は、「震災ガレキ」の処理について、4月8日に国に対して、余剰能力を回答していますが、その後の広島県からの意向調査で、受け入れは「未定」と回答している、と報じられています。

仮に、「放射能汚染された震災ガレキ」を市内に持ち込めば、周辺環境は、長期間放射能にさらされ、焼却した場合は、セシウムなどの放射性物質が市内へ放出されます。

例えば、箕沖処分場の周辺では、海風の影響で、放射性ガスが箕島町や水呑町などの住宅地へ拡散され、健康被害が懸念されます。

現在、市内のゴミ処理関連施設は、放射性物質を完全に捕集する能力が備わっておらず、新たに多大な設備投資も必要な上、

焼却残渣に放射能が濃縮されるため、その取り扱いは、常に被曝の危険が伴います。

11月7日、市民から800人分の署名とともに「震災ガレキを受け入れないこと」を求める市長宛の要望書が提出されました。

市民の「放射能汚染された震災ガレキを受け入れないこと」との要望に対する認識をお示し下さい。

さらに、9月議会では震災ガレキ処理について、「市民の安全・安心を基本に、適切に判断する」とのことでした。

住民合意の得られない、「放射能汚染された震災ガレキ」の受け入れは、国が放射線量の基準値を示したとしても、安全・安心の確保に懸念が生じます。ご所見をお示し下さい。

次に食品の検査体制についてお伺いします。

9月市議会本会議代表質疑における、わが党の答弁で、「子ども達に安心・安全な給食を提供することは重要である」との認識が示されました。

また、食品の安全検査を行うための、消費者庁が貸与する測定機器は、「簡易なもので、検査精度にも一定の制限がある」とのことでした。

食品のスクリーニング検査では、混入されている可能性のある全核種を判別することは困難ですが、放射線量の一定の目安を計測することは可能です。

福島原発事故は、いまだ、放射能汚染水の漏洩や、核燃料が溶け落ちて原子炉建屋のコンクリートを侵食する「メルトスルー」の状態にあるなどと報じられ、収束していません。そのため、市民の放射能に対する警戒と不安は当然です。

市独自で、学校給食や保育所給食などの、食材の放射能検査を行うことを求めます。

また、市内の民間の科学検査会社では、食品などを検査できるゲルマニウム半導体検出器を導入し、検査体制を完備しているとも報じられています。その活用について、見解をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

教育行政について

① 広島県人事評価について

県教委は、管理職を除く職員と教職員を対象に、来年度から人事評価の結果を、昇給とボーナスの一部である勤勉手当に反映させることを決定したとのことであります。

昇給は、上位1%を「きわめて良好」、続く3%を「特に良好」など、5段階で評価し、昇給額に差をつける。

勤勉手当は上位5%を「特に優秀」、15%を「優秀」、次いで「標準」「良好でない」の4段階とし、支給額に差をつけるというもので、教職員は**別途**新設する成果給制度をもとに評価するというものです。

教職員の仕事は、短時間でその成果を評価できるものではありません。

教育は、教職員集団として子ども達の人格の形成にたずさわる、長期にわたる営みであります。

人物評価による賃金や手当の格差導入は、教育の土台を掘り崩すものであり、職場環境を壊すなど、メンタルヘルスに、一層の悪影響を及ぼします。

県教委に対し、人事評価と賃金格差の導入を取りやめるよう、強く求めて下さい。

以上についての、ご所見をお示しく下さい。

② 教職員の健康管理と勤務条件改善について

教職員の多忙化解消と健康管理について、以下、数点、質問いたします。

- 1、入校・退校時刻の記録と共に、持ち帰り仕事、土日、祝日仕事の実態を調査し、要した時間を数量化することを求めます。
 - 1、6月議会、我が党議員の質問に対し、「教職員の緒帳簿に係る記載の簡略化とともに、進入学児童生徒の指導要録、学籍の記録に名前や住所などを印字し、各学校に配布する」と言う答弁がなされております。
来年度、引き続き実施することを求めます。
 - 1、11月の決算特別委員会で、修学旅行引率教員の拝観料や入場料については、「職務に係わる出費」であるとの旨答弁がされました。
新年度、具体的に改善し、予算化することを求めます。
- 以上について、お答えください。

③ 中学生逮捕問題と指導体制、及び少人数学級について

最初に、現在、小中学校において、実質、36人以上となっている学級数について、各学年ごとにお示しください。

次に、昨年度中学生の逮捕件数は28件、43名が逮捕されています。

今後、授業の妨害などを行った生徒に対して、校内での別室指導を行うこととされていますが、指導体制はどのようになっているのでしょうか。

教員の授業空き時間は、今でも、教材研究や記録などに忙

殺されています。問題行動を抱える生徒への指導は、多くのエネルギーも要します。指導体制の強化を求めます。

これまで、何度も提案を行ってきたところですが、ひとりひとりのつまずきを把握し指導できる学級集団、また、荒れる生徒の心に寄り添える学級運営が行われるよう、少人数学級の実現は焦眉の課題です。

新年度からは、新学習指導要領が中学校でも実施され、一層、授業内容が増やされます。本年6月に設置された「公立義務教育諸学校の学級規模、及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の報告書には、

学校関係者の「特に、活用・探究の学習やグループ討議・発表などの協働型・双方型の学習などで思考力を深める授業・学習が重視される新教育課程では、少人数学級は不可欠である」との指摘が示されています。

また、同調査データでも、少人数学級実施後、不登校・欠席児童生徒数の減少などの生徒指導面でも大きな効果が上がっていることが示されています。

福山市においても、市長公約である35人学級の全学年実施を早急に行うことを求めるものです。

市長の決意をお示しく下さい。

④ 就学援助費・医療券の改善について

11月の決算特別委員会において、学校病の治療にかかわり、就学援助の医療券を、3学期も使えるように、改善を図ることを求めて来ました。

医療券整理を理由に、治療の妨げをおこなってはなりません。2学期末が近づいている今、早急に改善することを重ねて求めるものです。どのように、改善するのか、ご回答ください。

⑤ 中学校完全給食の実施について

我が会派は、今日まで、福山市の中学生にも、あたたかくて美味しく、栄養バランスのとれた完全給食の実施をと、求め続けて来ました。

法律は改正されたにもかかわらず、福山市では、未だ、何の新しい方策も出されてはおりません。

2008年に制定された食育基本法前文には、「子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでゆく基礎となるものである」と述べています。

同法第20条には、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食の実施が明文化されています。

また、学校給食法第4条は、「義務教育諸学校の設置者は、

当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」

第 5 条では、「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように、努めなければならない」と定めています。

市長、及び、教育長は、食育基本法の成立や学校給食法の改正をどのように受け止めてきたのか、ご認識をお示してください。

また、この二つの法律の、福山市における 具体化として、一日も早く、中学校完全給食を実施するべきではありませんか。明快な答弁を求めます。

建設・都市行政

⑥ 幹線道路建設計画について伺います。

東日本大震災と福島原発事故の発生は、これまでの日本の公共事業のあり方を根本から問い直すものとなりました。

しかし、4月1日国土交通省が発表した2011年度道路事業の予算額は、1兆4536億円で、2010年度の予算規模を踏襲していました。

また、国は、2011年度の公共事業費の5%を東日本大震災復興のために保留していましたが、10月7日、保留解除を閣議決定しました。

国と地方合わせて30兆円を超える災害復旧費が必要と言われ、未だ放射能汚染は拡大し続けている時に、公共事業予算5兆円を確保し続け、2012年度の道路予算も、従来並みというあり方は、認められるものではありません。

不要不急の公共事業予算を震災復興と放射能汚染問題の対処にシフトすることが重要であります。

とりわけ、計画から完成まで数十年かかる幹線道路計画は、見直しを図るべきであります。

国に対し、道路建設を含む公共事業予算を、緊急度の視点で徹底精査し、そこで捻出された予算を震災復興費に回すことを、強く求めて下さい。

次に、道路建設の事業採択について、国交省は、費用便益

分析を行い、公共事業の便益と費用の両方を貨幣単価で算出し、これを比較衡量することによって、事業についての政策決定の基準としています。

B / C が高ければ、優先度の高い事業として選択されるが、その値が 1 より低ければ、事業採択をしない、あるいは再評価の場合は事業が中止されるとしています。

しかし、この費用便益分析には、限界があり、いくつかの問題点が挙げられます。

便益も費用も、共にその算出過程で、多くの不確定要素が入り込むので、恣意的に算出される危険性があります。

国交省の費用便益分析マニュアルによれば、便益は走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の 3 項目をそれぞれ市場価格で算出しますが、いずれも多くの仮想の前提を置いているため、主観的な評価となることが避けられません。

費用についても、貨幣価値に換算しがたい社会的費用は全く無視されています。

また、事業による環境破壊の影響も無視され、貴重な自然環境や景観、地域の生活やコミュニティー、文化などに、いかに深刻な被害が及ぼうと、これらも全く度外視しています。

さらに、国交省の費用便益分析は、国交省の内部で評価が行われているので、客観性が欠如しています。

このような、さまざまな問題点を持つ費用便益分析を基として、住民に道路建設を押し付けることが許されるでしょうか。

福山道路のB/Cについても、2・5から1・5に、そして2・0にと変動しています。その根拠について、納得のゆく資料は示されておられません。

十分な説明が行われず、住民合意も得られない、福山道路等の幹線道路建設は行わないことを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

②神辺川南まちづくりについて

本来、この事業は、地権者の合意形成が行われていないにもかかわらず、地権者の7割が賛成と強弁して、進行しているものですが、今、審議会委員選挙をめぐって、住民に新たな軋轢がもたらされています。

現在、審議会委員選挙にかかる選挙人名簿の公告縦覧が行われております。

審議会委員定数10名の内1名を学識経験者として市が委任し、残る9名の内1名は借地権者から、8名を土地所有者と共有地代表者から選挙することとしています。

縦覧の状況では、2名の借地権者があるとのことですが、この2名から1名の審議委員を選出し、252名の地権者・共有地代表者から8名を選出するとなると、1票の格差は1対126となり、あまりにも権利の扱いが不平等ではないかとの声が上がっています。

借地権者、地権者、共有地代表者全体で9名を選出するなどの取り計らいで、格差是正を行ってはいかがかと思量するものです。

ご所見をお示してください。

③ 鞆のまちづくり

鞆港埋め立て架橋問題について伺います。

今日まで1年半、18回の住民協議会が持たれ、議論が積み重ねられて来ました。

鞆松永線のバイパスや通過交通の改善は必要との声がありますが、どのような方法を取るかについて、大きく意見が分かれています。

埋め立て架橋計画は、世界遺産に匹敵する歴史的景観を壊すもので、年間180万人を超える鞆の浦への入込客を喪失し、経済的にも打撃をこうむるものです。

現在、県からは、協議会の中に埋め立て架橋案、沈埋トン

ネル案、山側トンネル案が提示されていますが、新たな山側トンネル案については、調査やメリット・デメリットの検討が不十分です。

地質、断層、水脈などの調査、生物や生態系への影響、騒音、振動、費用対効果、など、十分に調査を行うことが必要です。

協議会には、県から新しい資料が提示されていますが、住民や市民には、この新たな情報をほとんど知らされておらず、これらを公開し、改めて車のまちづくりについて十分な意見交換を行うべきです。

また、各分野の専門家の知恵も集め、最良の方法を模索するべきです。

今、県や市が力を入れるべきことは、通過交通の方法論に終始するのではなく、協議会の中に出された要望の実現、生活環境などの改善であります。

- 1、 車松永線の退避地を増設する。
- 1、 土日、祝祭日について、観光客の自家用車規制を具体化する。
- 1、 そのために、土日、祝祭日の臨時駐車場の確保やだれもが利用できる多目的駐車場を確保、整備する。
- 1、 その他、生活道路の改善で、車分散の方法を検討し、実施する。

1、 輛の地形や町の実態に合った消防・救急体制を確立するため、緊急車両は小型化し、消防軽自動車やバイク消防隊を、必要な個所に分散配備する。消防頓署の移転などを検討・実施する。消火栓の日常点検や、防災訓練なども、怠りなく行う。

1、 デマンドタクシー、あるいは小型バスの巡回運行で、高齢者など、交通弱者の通院や買い物の足を確保する。

以上の諸点を具体化・実行することを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

人権同和行政について

福山市は、昨年12月「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」を行い、その報告書の概要版をこの度の総務委員会に提出しました。

我が党は、「市民意識調査」の調査内容が、同和問題に偏っていることを指摘し、法的根拠をなくした同和対策事業に逆行するあり方は許されないと撤回を求めたところであります。

同和問題の最後の難関といわれる結婚問題では、一般的な結婚の意識と同和地区出身者との結婚についての態度とを比較し、差別意識を意図的に強調しています。

「反対があればその人を説得する」や、「子どもの意思を尊重する」と回答した人は前回調査より5.7%増えており、大いに改善されていると評価すべきであります。

設問の仕方も「あなたは、同和地区出身者に関する人権問題があると思われませんか」

結婚問題についても「仮にあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると分かった場合あなたはどうしますか」など推測や仮定に対し、回答を求めています。

このような設問の仕方は、実態を反映するものではなく、誤った結論を導き出すものであります。

京都市の同和行政は、乱脈の極みで、行政は非常に多くの

問題を抱えていましたが、この3年の間に大きく同和行政を転換させました。

現在は、市の担当者が、同和啓発について「心の中にある差別意識というものは、その人の内面の問題であり、行政がその内面に踏み込んでいいのか。行政の施策だけで解決を図れる問題ではないことを認識するべきであり、

行政の考えを押し付けるだけでは市民の反発を招くばかりで共感は得られない。また、いたずらに差別を強調したり、市民の理解を得られない特別扱いを続けていては逆効果になる。そういった行政の対応が差別を助長しかねない。」と述べています。

「差別がある限り、同和行政を行う」という福山市の行政姿勢は改め、法や同和特別対策が終了した今、同和問題の特別扱いはやめること、

部落解放同盟への団体補助金や人権交流センターへの部落解放同盟福山市協議会、部落解放同盟東部地区協議会への事務所の無償貸与はやめることを求めるものです。

また、報告書は、住民学習が効果をあげているとのことですが、「押し付けの住民学習はもうやめてほしい」との声が強く、参加者数は極めて少なくなっています。

市民の内心に踏み込む、押し付けの住民学習は、廃止することを求めるものです。以上の諸点について、ご所見をお示しくください。